

## 手数料表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次の通り手数料を申し受けます。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0 円
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人者・求職者に提供する紹介サービスおよびこれに付随するサービス	<p>成功報酬</p> <p>職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の35%とします。但し、100万円を最低料金とします。</p> <p>なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。(この場合でも、当該求職者の年間賃金の100%または充足1件につき1000万円のうち、いずれか高い方を上限とします。)</p> <p>手数料の負担者は求人者とします。</p>
求人の充足を容易にする為の求人者に対する専門的な相談・助言	<p>成功報酬</p> <p>職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の35%とします。但し、100万円を最低料金とします。</p> <p>なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。(この場合でも、当該求職者の年間賃金の100%または充足1件につき1000万円のうち、いずれか高い方を上限とします。)</p> <p>手数料の負担者は求人者とします。</p>
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索およびこれに付随するサービス	<p>成功報酬</p> <p>職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の35%とします。但し、100万円を最低料金とします。</p> <p>なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。(この場合でも、当該求職者の年間賃金の100%または充足1件につき1000万円のうち、いずれか高い方を上限とします。)</p> <p>手数料の負担者は求人者とします。</p>
就職を容易にする為の求職者に対する専門的な相談・助言	<p>成功報酬</p> <p>職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の35%とします。但し、100万円を最低料金とします。</p> <p>なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。(この場合でも、当該求職者の年間賃金の100%または充足1件につき1000万円のうち、いずれか高い方を上限とします。)</p> <p>手数料の負担者は求人者とします。</p>

※1. 労働契約における契約期間が1年に満たない場合は、契約期間を1年間とした場合の年間想定賃金を算定基礎とします。

※2. 上記手数料に消費税は含まれておりません。

許可番号：13-コ-305272

事業所名：株式会社 GEEKLY（ギークリー）

事業所の住所：東京都渋谷区渋谷 1-11-8 渋谷パークプラザ 4F